

令和5年度旭川市農業委員会3回総会議事録

- 1 開催日 令和5年7月30日（日曜日）
- 2 開催時間 午後2時00分開会 午後2時45分閉会
- 3 開催場所 旭川市議会議場
- 4 出席委員 26名

1番・橋本 幸博	2番・北原 浩美	3番・松原 朗	4番・吉田 豪人
5番・市田 敏行	6番・佐藤 絢也	7番・佐藤 慎二	8番・川上 和幸
9番・小出 範之	10番・中島 張	11番・湯浅 光二	12番・楠 栄
13番・請川 幹恭	14番・石尾 卓也	15番・只石 博幸	16番・柿木 和恵
17番・廣田 健太郎	18番・廣瀬 康行	19番・小竹 一茂	20番・山中 泰典
21番・千代 圭	22番・佐藤 博則	23番・鈴木 剛	24番・高橋 一政
26番・山田 孝	27番・滝川 岳雪		
- 5 欠席委員 25番・前田 靖雄
- 6 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 北田主査 稲場主査
皆川主査 荒主査 正部川主任
遠藤主任 川原主任
- 7 出頭関係者 旭川市農政部農政課経営支援係 阪口主査
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 1番・橋本 幸博 2番・北原 浩美
- 10 議事内容
 - (1) 旭川市農業委員地区担当体制推進要領に基づく農業委員の担当区域について
 - (2) 会長及び会長職務代理者の互選について
 - (3) 議席の決定について
 - (4) 地区協議会会長及び幹事の互選について
 - (5) 編集委員会の設置について
 - (6) 議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

1 1 議事録本紙

○仮議長（松原 朗）

ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第3回総会を開会いたします。

会議の成立ですが出席委員数は、27名中26名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会は成立しております。

詳細につきましては、事務局から諸般の報告をお願いいたします。

○事務局（太田 局長）

御報告申し上げます。

本日の総会に欠席の届け出がありました委員は、仮議席番号25番・前田委員1名でありますので、御報告いたします。

○仮議長（松原 朗）

次に、「総会議事録署名委員の指名」をいたします。

これは、旭川市農業委員会規則第16条に基づきまして、作成した議事録の内容の確認を行い、署名を行う委員の指名であります。

それでは、仮議席番号1番・橋本委員、2番・北原委員の両委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

また、議事についての発言については、議席番号と名前を告げてから、御発言をお願いいたします。

○仮議長（松原 朗）

それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1「旭川市農業委員地区担当体制推進要領に基づく農業委員の担当地域について」、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局

農業委員の担当区域につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第5項の規定により、推進委員を委嘱しない農業委員会各委員が担当する区域を定めなければならないこととされており、委員活動の継続性の確保の観点から、本総会において第25期農業委員の担当区域を決定しようとするものです。

お手元に配付しております、資料別紙1「各委員担当区域一覧表（案）」のとおり、各地区より各委員が担当する区域について事前に提出をいただいておりますので、この内容について、御審議の上御決定くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○仮議長（松原 朗）

ただ今、事務局から説明がありましたことについて、お諮りいたします。

農業委員の担当区域について、お手元の資料別紙1「各委員担当区域一覧表（案）」のとおり、決定してよろしいでしょうか。

○委 員 (「異議なし。」の声あり。)

○仮議長 (松原 朗) 異議なしとの声がありますので、それでは、資料別紙1「各委員担当区域一覧表(案)」のとおり、決定いたします。

○仮議長 (松原 朗) 続きまして、日程第2「会長及び会長職務代理者の互選について」をお諮りいたします。

互選の方法には、「投票」と「指名推薦」の二つの方法がございます。仮議長としては、指名推薦を提案したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○委 員 (「異議なし。」の声あり。)

○仮議長 (松原 朗) 異議なしという声がございますので、異議なしと認め指名推薦の方法によることに決定をしたいと思います。

次に、指名推薦の方法についてお諮りいたします。仮議長としては、選考委員会を設置して、選考したいと考えておりますが、これに御異議ございませんか。

○委 員 (「異議なし。」の声あり。)

○仮議長 (松原 朗) 異議なしと認め、選考委員会の設置を決定いたします。

それでは、選考委員の選出についてお諮りいたします。仮議長としては、地域性を考慮しながら、仮議長が選考委員を指名したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○委 員 (「異議なし。」の声あり。)

○仮議長 (松原 朗) それでは、異議なしということですので、仮議長が指名することで決定いたします。

選考委員を指名させていただきます。
仮議席番号14番・石尾委員、仮議席番号5番・市田委員、仮議席番号15番・只石委員、仮議席番号7番・佐藤委員、仮議席番号8番・川上委員、仮議席番号12番・楠委員、の計6名の方を選考委員として指名いたします。

選考委員に指名された委員は、事務局の誘導に従って、1階の第1応接室に移動し、会長及び会長職務代理者の選考をお願いします。

選考委員会の終了まで、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○仮議長 (松原 朗)

これより、会議を再開いたします。

選考委員会から、選考結果の報告をお願いいたします。選考委員会の代表の委員は、前の方へお越し願います。

○市田委員

第25期の農業委員会の会長及び会長職務代理者の選考結果について御報告申し上げます。私たち選考委員6名は従来からの委員会業務に加え、今後の農地利用計画の制定や水田活用助成金の見直しなど難しい局面を迎えている中で、今後の旭川市農業の舵取り役を選考するという重大な役割を担わせていただきました。

今回の定数削減で会長及び会長職務代理者の2名の選考となりました。今回の選考に当たっては、選考委員会として四つのポイントを確認して、各地区から推薦のあった候補について協議をいたしました。

一つ目は認定農業者であり、経営の中心であること

二つ目は農業者年金の加入推進の先頭に立つため、農業者年金の加入者あるいは受給者であること

三つ目は旭川市の農業は田畑が主たる経営であることを鑑み、水稻、畑作の経営者であること

最後の四つ目は、将来を見据えて若手委員の登用を図ること

以上の四つのポイントを決めさせていただきました。

その上で女性の登用も議論いたしましたが、今後この四つのポイントに当てはまる女性委員が増えた段階で検討することといたしました。

以上のポイントに照らし合わせた結果、会長には西神楽地区の山田孝委員、会長職務代理者には東旭川地区の滝川岳雪委員を選考させていただきました。

山田委員は60歳、滝川委員は53歳ですので、これから経験を積んでいただき当委員会の活動を一層発展させてくれることを期待しています。

以上でございます。

○仮議長 (松原 朗)

ただ今、選考委員会から選考結果の報告がありました。

選考結果のとおり会長には仮議席番号26番・山田委員、会長職務代理者には仮議席番号27番・滝川委員の両名を指名いたします。御異議ありませんか。

○委員

(「異議なし。」の声あり。)

○仮議長 (松原 朗)

異議なしと認め、会長には、仮議席番号26番・山田委員、会長職務代理者には仮議席番号27番・滝川委員と決定いたします。

○仮議長（松原 朗） それでは、会長及び会長職務代理者から、それぞれ就任の御挨拶をお願いいたします。

○会長（山田 孝） ただいま会長に任命されました、西神楽地区の山田です。先程、市田委員から選考理由に、これからかなり厳しくなる農業情勢の中で、皆さんの舵取りをしてもらいたいという話もありましたけれども、私もいろいろな農業関係の役職を務めた経験があるとはいえ、このような大役は初めてでございます。ここにいらっしゃる農業委員の皆さんの協力のみならず、事務局の皆さんの協力も得ながら、農業委員会活動を今後も進めてまいりたいと思います。何はともあれ協力していただき、なんとか山田会長を皆さんに作り上げていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○会長職務代理者（滝川 岳雪） ただいま会長職務代理者ということで任命を受けました、東旭川地区の滝川と申します。まあ、すごい人選をするものだなと考えておりますけれども、これからの1期3年間、皆様の協力をいただきながら、取り進めていきたいと思っておりますので、引き続き山田会長には相談させていただきながら努めてまいりたいと思っております。それでは1期3年間よろしく願いいたします。

○仮議長（松原 朗） それでは、会長と会長職務代理者が決定しましたので、議長を会長に交代いたします。

皆様の御協力により、無事、仮議長の職を務めることができました。
今後の議事は、新会長にお任せすることとしまして、退任の御挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

（暫時休憩）

○議長（山田 孝） 再開します。
日程第3「議席の決定について」を議題とします。
お諮りいたします。
ただ今、各委員に御着席いただいております仮議席番号を総会議席とすることを提案いたしますが、御異議ありますか。

○委員 （「異議なし。」の声あり。）

○議長（山田 孝） 異議なしと認め、決定いたします。

○議長（山田 孝） 次に日程第4「地区協議会会長及び幹事の互選について」事務局から説明があります。

○事務局（西村副主幹） 事務局
地区協議会会長及び幹事の互選につきましては、旭川市農業委員会地区協議会規則第4条に基づき、各地区協議会の委員の互選により、定めなければならないこととされております。委員活動の継続性の確保の観点と同様に地区協議会における活動の継続性が求められることから、第25期農業委員会各地区協議会の会長及び幹事を本総会において決定しようとするものです。

お手元に配付しております、資料別紙2「地区協議会会長及び幹事一覧表（案）」のとおり、各地区より地区協議会会長及び幹事の互選結果について事前に提出をいただいておりますので、この内容について、御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただ今、事務局から説明がありました。
お諮りいたします。

各地区協議会会長及び幹事の互選については、お手元の資料別紙2「地区協議会会長及び幹事一覧表（案）」のとおり、決定してよろしいでしょうか。

○委員 （「異議なし。」の声あり。）

○議長（山田 孝） 異議なしと認め、資料別紙2「地区協議会会長及び幹事一覧表（案）」のとおり、決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5「編集委員会の設置について」、事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局
編集委員会の設置について説明いたします。

農業委員会では、情報発信のツールといたしまして、年に1回「農業委員会だよりN&N」を発行しております。

これまで「N&N」の作成に当たっては、編集委員会を設置し、各地区から選ばれた編集委員により、編集を行ってまいりました。

編集委員の活動の継続の観点から、旭川市農業委員会編集委員会規約第4条に基づき、本総会におきまして編集委員会を設置するものでございます。

編集委員につきましては、お手元に配付しております、資料別紙3「編

集委員一覧」のとおり，各地区より編集委員の推薦について事前に提出を
いただいておりますので，この内容について，審議の上御決定くださいま
すようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） お諮りいたします。
編集委員について，資料別紙3「編集委員一覧」のとおり決定してよろ
しいでしょうか。

○委員 （「異議なし。」の声あり。）

○議長（山田 孝） 異議なしと認め，資料別紙3「編集委員一覧」のとおり，決定いたしま
す。

○議長（山田 孝） 続いて，日程第6議案第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本
的な構想の変更について」を上程いたします。
事務局から説明願います。

○事務局（西村副主幹） 事務局
旭川市が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の
変更について」，農業委員会の意見が求められていることから，本日議案
を上程するものです。
議案内容の説明及び御意見や御質問があった場合の回答につきましては，
本日出席している農政部職員から行うこととなります。

○議長（山田 孝） それでは議案について旭川市農政部から説明願います。

○旭川市農政部（阪口主査） 農政部農政課の阪口と申します。
本日は，農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案につ
いて審議いただきたく，内容についてご説明しますので，よろしくお願
いいたします。

本構想は，農業経営基盤強化促進法の目的である効率的かつ安定的な農
業経営を育成・確保し，これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農
業構造の確立に資するため，農業経営基盤強化促進法第6条に基づき，5
年に1度，市町村が都道府県の策定する農業経営基盤強化促進基本方針に
即し定めるものとなっています。効率的かつ安定的な経営体の営農類型の
指標や，これらの農業経営の所得水準及び農地の利用集積目標，農業経営
体を育成するために必要な措置等を示す内容となっております。旭川市では，
平成7年3月に策定し，直近では令和4年6月に全体の見直しを行ったと
ころです。今回は農業経営基盤強化促進法の改正に伴い，一部を見直しす
るものです。

法施行規則第2条で、見直しに際しては農業委員会と農業協同組合の意見を聴取することが規定されており、今回農業委員会と市内の各農協からいただく意見を添え、北海道と本構想について協議し、知事の同意を経て公告する運びとなります。

それでは、今年度4月に策定された北海道の基本方針に即し、旭川市基本構想の変更案を作成しましたので、見直しの内容について説明いたします。

なお今回の一部見直しに当たり、農政部の担当部局、農業委員会事務局からアドバイスを受け、本構想の変更案を作成しております。

まず、4ページの(5)農用地の利用集積と集約化について、「人・農地プラン」から「地域計画」へ文言等を修正しました。

次に、18ページの第4の2及び3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加しました。こちらは、農業を担う者の確保及び育成の考え方、本市が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担、就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について、記載しております。従前の本構想において新規就農確保に関する内容と重複しないよう項目の移動や削除を行っております。

続いて、20ページの第6の1に第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項を追加しました。こちらは、地域計画策定における協議について、記載しております。

最後に、26ページ 附則の2の規定ですが、今回の農業経営基盤強化促進法改正で利用権設定等促進事業は廃止となりますが、経過措置として施行日から2年間又は地域計画を策定する日の前日までは、従前の例により利用集積計画の作成等は可能である旨記載しております。

今回の変更は、実務に合わせて字句・文言等を整理しているほかは、北海道の基本方針と同様の内容としております。

基本構想の変更案についての説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

○議長（山田 孝）

ただ今、旭川市農政部から説明がありましたが、御意見・御質問等はありませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

発言がありませんので、議案第1号について意見なしと認め、決定をいたします。

○議長（山田 孝）

以上で本日の議事日程は、全て終了いたしました

これもちまして、令和5年度第3回総会を閉会いたします。